

## 静岡県青少年環境整備審議会について

(社会教育課)

## 1 設置根拠

## (1) 静岡県附属機関設置条例 (昭和 27 年公布)

※静岡県附属機関設置条例 (抜粋)

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務
知事	静岡県青少年環境整備審議会	青少年の健全な育成を図るための良好な環境整備に関する重要事項及びキャンプの禁止区域の指定に関する重要事項の調査審議並びに知事に対する意見の答申に関する事務

## (2) 静岡県青少年環境整備審議会規則 (昭和 36 年公布)

静岡県附属機関設置条例第 2 条の規定に基づき制定

## 2 所掌事務 (審議会規則)

次に掲げる事項の調査審議、知事に対する意見の答申に関する事務

## (1) 優良推奨に関する事項

優良興行、優良環境、優良図書類の推奨

## (2) 有害指定に関する事項

有害興行、有害図書類、有害広告物、有害玩具類等の指定

## (3) キャンプ禁止区域指定に関する事項

## (4) 優良推奨、有害指定の取消し、キャンプ禁止区域指定解除に関する事項

※静岡県青少年環境整備審議会規則第 6 条

部 会	所 掌 事 務
第 1 部会	静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例 (昭和36年静岡県条例第55号。以下「環境条例」という。) 第 7 条第 1 項の規定による優良興行の推奨、環境条例第 9 条第 1 項の規定による有害興行の指定、同条第 4 項の規定による団体の指定及び環境条例第 12 条第 1 項の規定による有害広告物の指定並びに環境条例第 11 条第 1 項の規定による当該推奨又は指定の取消しに関する事項
第 2 部会	環境条例第 7 条第 1 項の規定による優良図書類の推奨、環境条例第 9 条第 1 項の規定による有害図書類の指定、同条第 5 項第 3 号の規定による団体の指定及び環境条例第 10 条第 1 項の規定による有害玩具類等の指定並びに環境条例第 11 条第 1 項の規定による当該推奨又は指定の取消しに関する事項
第 3 部会	環境条例第 8 条第 1 項の規定による優良環境の推奨及び特定の区域におけるキャンプの禁止に関する条例 (昭和43年静岡県条例第25号。以下「キャンプ条例」という。) 第 3 条の規定によるキャンプの禁止区域の指定並びに環境条例第 11 条第 1 項の規定による当該推奨の取消し及びキャンプ条例第 5 条の規定による当該指定の解除に関する事項

### 3 運営状況

#### (1) 組織

ア 委員 25 人（任期 1 期 2 年、再任あり）

会長 1 人、副会長 1 人、部会長 3 人、分科会長 5 人

イ 幹事 7 人（委員の補佐）

私学振興課長、男女共同参画課長、広聴広報課長、こども未来課長、県立中央図書館長、県警人身安全少年課長、社会教育課長

部会	所掌事務	委員数	幹事
第 1 部会	優良興行の推奨 有害興行の指定 有害広告物の指定 (推奨、指定の取消し)	10 人 (第 2 部会兼任)	私学振興課長 男女共同参画課長 社会教育課長
第 2 部会	優良図書類の推奨 有害図書類の指定 有害玩具類等の指定 (推奨、指定の取消し)	25 人 (第 1～5 分科会) (1 分科会 5 人) (第 1・3 部会兼任)	広聴広報課長 県警人身安全少年課長 こども未来課長 県立中央図書館長 社会教育課長
第 3 部会	優良環境の推奨 キャンプ禁止区域の 指定 (推奨の取消し、区域 の指定解除)	10 人 (第 2 部会兼任)	社会教育課長

#### (2) 審議会開催状況 (R6. 1 月末まで)

	年度	開催回数	審議内容 (答申内容)
全体会	R1	2 回 (内 1 回は書面)	条例改正、部会報告、委員委嘱
	R2	1 回 (書面)	部会報告
	R3	2 回 (内 1 回は書面)	条例改正報告、委員委嘱 部会報告等
	R4	1 回 (第 2・3 部会含む)	有害玩具類等の指定、キャンプ禁止区域の一部指定解除等
第 1 部会	R1	0 回	—
	R2	1 回 (書面)	有害映画 115 本
	R3	0 回	—
	R4	0 回	—
第 2 部会	R1	7 回	優良図書 14 冊、優良 DVD 2 本 有害図書 12 冊 (うち緊急指定 12 冊)
	R2	7 回 (書面開催)	優良図書 17 冊、優良 DVD 1 本 有害図書 12 冊 (うち緊急指定 12 冊)
	R3	6 回	優良図書 53 冊 有害図書 17 冊 (うち緊急指定 12 冊)
	R4	6 回 (内 1 回は全体会)	優良図書 39 冊 有害図書 18 冊 (うち緊急指定 18 冊)
	R5	5 回	優良図書 42 冊 有害図書 11 冊 (うち緊急指定 11 冊)
第 3 部会	R1	—	—
	R2	—	—
	R3	—	—
	R4	1 回 (全体会)	キャンプ禁止区域の一部指定解除

#### 4 静岡県青少年環境整備審議会（予定）

※第 32 期：R5. 12. 25～R7. 12. 24

開催予定日	内 容	対象者
R6. 2. 13	全体会（第 32 期） ・委嘱状交付、会長・副会長選出 等	委員全員
R6. 7～9	（優良図書類（書籍）推奨諮問図書の試読）	第 2 部会委員 （委員全員）
R6. 10	第 2 部会 ・優良図書類（書籍）推奨諮問に対する審議、 答申	第 2 部会委員 （委員全員） ※分科会ごと審議
必要の都度 会長が招集	第 1 部会 ・優良興行推奨、有害興行指定に関する審議 ・有害広告物指定に関する審議	第 1 部会委員
必要の都度 会長が招集	第 2 部会 ・優良図書類（書籍以外）推奨に関する審議 ・有害図書類、玩具類の指定に関する審議	第 2 部会委員 （分科会）
必要の都度 会長が招集	第 3 部会 ・優良環境に関する審議 ・キャンプ禁止区域指定に関する審議	第 3 部会委員

※原則県庁にて開催

#### 【参考】

○静岡県青少年環境整備審議会規則

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することを妨げない。

○審議会等委員の選任基準

一の審議会等の委員に継続して選任できる期間は、10 年以内とすること。

## 優良興行、優良図書類の推奨

(社会教育課)

### (趣旨)

青少年の健全な育成に特に有益であると認められる興行、図書類は、青少年の情操を高め、正しい知識と教養を深めるとともに、社会の良識をつくりあげるための適当な教材となることから、静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例に基づき、静岡県青少年環境整備審議会に諮り推奨している。

### 1 優良興行推奨 (※興行～映画、演劇、演芸、コンサートなど)

令和元年度以降推奨なし

推奨年度	映 画 名	製作・配給	対 象
平成30年度	イーちゃんの白い杖	テレビ静岡	小学校高学年以上
平成29年度	関ヶ原	東宝アスミック・エース	中学生以上

<平成 28 年度以前>

平成 28 年度・・・2 作品      平成 27 年度・・・2 作品      平成 26 年度・・・4 作品

### 2 優良図書類推奨 (※図書類～書籍、雑誌、DVD、ゲームソフトなど)

(1) 書籍

※ 令和 5 年度 (42 作品)

No.	図書名	著者名	出版社名
★ 幼児以上対象			
1	せかいでいちばんおおきなネコ	風木一人/作、ひろかわさえこ/絵	絵本塾出版
2	おすしが ふくを かいにきた	田中達也/作	白泉社
3	へび ながすぎる	ふくながじゅんぺい/作	こぐま社
4	草のふえを ならしたら	林原玉枝/作、竹上妙/画	福音館書店
5	へんしん すがたをかえるイモムシ	桃山鈴子/作、井上大成/解説・監修	福音館書店
6	クイズでたのしむ あんぜんえほん	宮田美恵子/著、伊藤ハムスター/絵	幻冬舎
7	カピバラがやってきた	アルフレド・ソデルギット/作、あみのまきこ/訳	岩崎書店
8	あずきがゆばあさんとら	パク・ヒナ/絵、パク・ユンギョ/文、かみやにじ/訳	偕成社
9	なみのいちにち	阿部結/作	ほるぷ出版
10	くまの子ウーフのたからもの	神沢利子/作、広瀬弦/絵	ポプラ社

11	2 ひきのカエル そのぼうきれ、どうすんだ？	クリス・ウォーメル/作・絵、はたこうしろう/訳	徳間書店
★ 小学校低学年以上対象			
12	バスが来ましたよ	由美村嬉々/文、松本春野/絵	アリス館
13	だれのせい？	ダビデ・カリ/作、レジーナ・ルック・トゥーンペレ/絵 ヤマザキマリ/訳	green seed books
14	ことりのメル おっこちる	コーリー・R・テイバー/作、よしいかずみ/訳	化学同人
15	わたしはどこでしょう？ 絵さがし日本のおもちや	藤川智子/作、中村浩訳/監、橋本永興/監	講談社
16	アリのメアリ	いわたまいこ/作	BL 出版
17	やまの動物病院	なかがわちひろ/作・絵	徳間書店
18	えんどうまめばあさんとそらまめじいさんの いそがしい毎日	松岡享子/原案・文、降矢なな/文・絵	福音館書店
19	たんぽぽのちいさいたねこちゃん	なかやみわ/作・絵	Gakken
20	みどりの森のなかまたち	たかどのほうこ/作	理論社
21	ひみつのもりのいちねん	柴田晋吾/作、竹上妙/絵、本井英/俳句	くもん出版
22	麦畑のみはりばん	ベス・フェリー/文、テリー・ファン/絵、エリック・ファン/絵 よしいかずみ/訳	化学同人
23	ウマと話すための7つのひみつ	河田棧/文・絵	偕成社
★ 小学校中学年以上対象			
24	1 まいの がようし	長坂真護/作	あかね書房
25	本おじさんのまちかど図書館	ウマ・クリシュナズワミー/作、長友恵子/訳、川原瑞丸/絵	フレーベル館
26	戦争をやめた人たち -1914年のクリスマス休戦-	鈴木まもる/文・絵	あすなる書房
27	マシュマロおばけ	プリシラ&オットー・フリードリック/作、ルイス・スロボドキン/絵、小宮由/訳	瑞雲舎

★ 小学校高学年以上対象			
28	匿名	柿原朋哉/著	講談社
29	パンに書かれた言葉	朽木祥/作	小学館
30	しま	マルク・ヤンセン/作	福音館書店
31	箱舟に8時集合!	ウルリヒ・フープ/作、イヨルク・ミューレ/絵、木本栄/訳	岩波書店
32	作ろう!フライドチキンの骨格標本 よくわかる恐竜と鳥の骨学入門	志賀健司/著、江田真毅/監修、小林快次/監修	緑書房
33	ジャングルジム	岩瀬成子/作、網中いづる/絵	ゴブリン書房
34	私立探検家学園1 はじまりの島で	斉藤倫/作、桑原太矩/画	福音館書店
35	クジラの進化	水口博也/文、小田隆/イラスト、木村敏之/監	講談社
★ 中学生以上対象			
36	チャンス はてしない戦争をのがれて	ユリ・シュルヴィッツ/著、原田勝/訳	小学館
37	空をこえて七星のかなた	加納朋子/著	集英社
38	住所、不定	スーザン・ニールセン/作、長友恵子/訳	岩波書店
39	笹森くんのスカート	神戸遥真/著、みずす/絵	講談社
40	つる子さんからの奨学金	まはら三桃/作	偕成社
41	起業家フェリックスは12歳	アンドリュウ・ノリス/著、千葉茂樹/訳	あすなる書房
42	〈あの絵〉のまえで	原田マハ/著	幻冬舎文庫

<令和4年度以前>

令和4年度・・・39作品      令和3年度・・・53作品      令和2年度・・・17作品

(2) DVD等

令和3年度以降推奨なし

推奨年度	作品名	監督名	対象
令和2年度	僕と世界の方程式	モーガン・マッシュューズ	中学生以上
令和元年度	バースデーカード	吉田康弘	小学校高学年以上
	メアリと魔女の花	米林宏昌	小学校低～高学年

<平成30年度以前>

平成30年度・・・5作品      平成29年度・・・5作品      平成28年度・・・0作品

# 有害興行、有害図書類、有害玩具類等の指定

(社会教育課)

## (趣旨)

青少年の健全な育成に悪影響を及ぼす興行、図書類、玩具類を青少年の周囲から排除して良好な環境を整備するため、静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例に基づき、静岡県青少年環境整備審議会に諮り有害指定している。

## 1 有害興行指定

令和3年度以降指定無し

<令和2年度以前>

令和2年度・・・115 作品      令和元年度・・・0 作品      平成30年度・・・102 作品

## 2 有害図書類指定

### (1) 個別指定

図書類の内容が著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残虐性を助長し、著しく犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長し、又は著しく道義心を傷つけるため、これを青少年に閲覧等させることがその健全な育成を阻害すると認めるもので、知事が指定したもの(条例第9条第1項)

#### ア 書籍

告示年月日	図書類名	発行所
平成11年7月26日	タイ夜の歩き方	株データハウス
	タイ買春読本(全面改訂版)	株データハウス
平成19年5月18日	復讐の本	株三オブックス
平成22年8月20日	図解アリエナイ理科ノ教科書	株三オブックス
	図解アリエナイ理科ノ教科書ⅡB	株三オブックス
	図解アリエナイ理科ノ教科書ⅢC	株三オブックス
	図解アリエナイ理科ノ工作	株三オブックス

#### イ 雑誌

指定年度	図書類名	発行所	備考
令和5年度	るんるんナビマガジン	(有)メディックス	毎月号指定
	実話ナックルズ月刊号(隔月刊)	株大洋図書	毎月号指定
令和4年度	るんるんナビマガジン	(有)メディックス	毎月号指定
	実話ナックルズ月刊号	株大洋図書	毎月号指定

<令和3年度以前> 令和3年度17冊、令和2年度12冊、令和元年度12冊



### (2) 包括指定

ア 卑わいな姿態等を被写体とした写真等を掲載するページが20ページ以上又は総ページ数の1/5以上を占める書籍・雑誌(条例第9条第5項第1号)

イ 卑わいな姿態等の場面の描写が合わせて3分を超えるビデオ・DVD等(条例第9条第5項第2号)

### (3) 団体指定

図書類の製作又は販売を行う者で構成する団体で、知事の指定を受けたものが審査し、青少年の閲覧、視聴等を不適当と認めたもの（条例第9条第5項第3号）

団体の名称	主たる事務所の所在地	主たる 審査対象	表示方法
特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構	東京都千代田区鍛冶町二丁目3番1号神田高野ビル4階	家庭用ゲームソフト	 

※告示（指定）年月日：令和5年3月18日

### 3 有害玩具類等指定

告示年月日	玩具類等名称
昭和62年12月1日	特殊警棒
昭和63年7月19日	玩具銃（ばね式、空気式、ガス式）
平成5年3月26日	電動式自慰器具（自慰その他性行為に用いる電気式の器具）
平成10年3月3日	バタフライナイフ
平成13年1月18日	クロスボウ（銃砲型近代洋弓）
令和5年3月14日	<ul style="list-style-type: none"><li>・模造刀剣類</li><li>・ナイフ</li><li>・手錠類</li><li>・スリングショット</li></ul>



# 特定の区域におけるキャンプの禁止に関する条例

(社会教育課)

## 1 条例制定の経緯

高度経済成長を背景として、昭和30年代後半から40年代にかけて、レジャーブームとモータリゼーションの高まりから、首都圏に隣接する伊豆地区を中心に観光客のみならずキャンパーが増加した。この結果、海岸及びその周辺におけるごみ、し尿、農作物、船や倉庫の板の盗難、深夜にわたる騒音、けんか(傷害事件)等の問題が続出し、地域住民の善良な風俗、生活衛生環境を脅かすに至った。こうした状況に対処するため、青少年の健全育成のためのキャンプ施設の整備とあわせ、昭和43年3月、本条例が制定された。

## 2 条例の概要(禁止区域指定の根拠、要件及び運用等)

### (1) 指定対象区域(第3条第1項)

- キャンパーの危険防止のため、地すべり、がけくずれ、落石、溢水等のおそれがある地域のうち特に必要と認められる地域
- 飲料水の水質保全のため、特に必要と認められる地域

### (2) 指定方法(第3条第2項、第6条、第7条)

- キャンプに必要な給排水施設、し尿その他の汚物処理施設が不備な場所で、多数のキャンプにより当該地域の環境衛生が著しく阻害され、かつ、周辺地域の住民が著しく迷惑を被る事態が発生するおそれが極めて強いと認められる地域を6月1日から9月30日までの間、キャンプ禁止区域として知事が指定
- キャンプ禁止区域を指定、指定解除するときは、県の公報で公示
- 禁止区域を指定したときは、区域内の見やすい箇所に標識を設置

### (3) 関係者の意見聴取(第4条)、諮問(第5条)

キャンプ禁止区域の指定及び解除をしようとするときは、当該市町長及び土地の所有者又は管理者の意見及び静岡県青少年環境整備審議会の意見を聞かなければならない。

### (4) 禁止行為及び罰則(第8条、第9条)

- 何人も(許可を受けたものを除く)、禁止区域内におけるキャンプの禁止
- 禁止区域において許可なくキャンプを行い、指定職員の中止指示に従わない場合は3万円以下の罰金又は科料

## 3 現行禁止区域指定状況

伊豆半島の海岸の一部と浜松市天竜区春野町地内の気田川本支流のうち一部(6箇所)を除く区域を指定

### (1) 現行禁止区域数

東伊豆町	河津町	下田市	南伊豆町	松崎町	西伊豆町	伊豆市	沼津市	浜松市	計
1	3	5	7	5	9	2	1	1	34

(2) 伊豆地区キャンプ禁止区域

市町	区域	市町	区域
賀茂郡伊豆町	片瀬・白田海岸キャンプ禁止区域	賀茂郡 松崎町	岩地海岸キャンプ禁止区域
賀茂郡 河津町	今井浜海岸キャンプ禁止区域		雲見海岸キャンプ禁止区域
	河津浜海岸キャンプ禁止区域		石部海岸キャンプ禁止区域
	菖蒲沢海岸キャンプ禁止区域		萩谷海岸キャンプ禁止区域
下田市	柿崎海岸キャンプ禁止区域		松崎海岸キャンプ禁止区域
	鍋田海岸キャンプ禁止区域	賀茂郡 西伊豆町	大浜海岸キャンプ禁止区域
	白浜海岸から爪木崎海岸に至るキャンプ禁止区域		乗浜海岸キャンプ禁止区域
	吉佐美海岸キャンプ禁止区域		安良里海岸網屋崎キャンプ禁止区域
	田牛海岸キャンプ禁止区域		宇久須海岸キャンプ禁止区域
賀茂郡 南伊豆町	弓ヶ浜海岸キャンプ禁止区域		瀬浜海岸キャンプ禁止区域
	子浦海岸キャンプ禁止区域		浮島海岸キャンプ禁止区域
	中木海岸キャンプ禁止区域		根合海岸キャンプ禁止区域
	本瀬海岸キャンプ禁止区域	大田子海岸キャンプ禁止区域	
	入間海岸キャンプ禁止区域	田子瀬浜海岸キャンプ禁止区域	
賀茂郡 南伊豆町	大瀬海岸キャンプ禁止区域	伊豆市	屋形海岸キャンプ禁止区域
	吉田海岸キャンプ禁止区域		小土肥海岸キャンプ禁止区域
沼津市	御浜海岸キャンプ禁止区域		

(3) 気田川キャンプ禁止区域

浜松市天竜区春野町地内の気田川本支流のうち一部（6箇所）を除く区域

(4) 巡視状況（令和5年度：指定職員による巡視）

	巡視回数	現認テント数	現認者数	違反テント数	違反者数
伊豆地区	99	1	20	0	0
春野地区	21	1	3	0	0
合計	120	2	23	0	0